

て、わけめをこして、又わけめの左のかたのかたのかみを又すくひて、さいしのさきのいでたるに、このむらごのいのかたをわけめのうちよりひきこして、さいしのさきからむなり、

〔禁秘御抄上〕御膳事

朝餉女房皆上髪、三位以上釵子許也、暑氣比、凡聽不上髪、

〔類聚雜要抄五節雜事〕一理髮具略 釵子

〔紫式部日記〕にによりて、おほみやのおもの、れいのぢんのおしき、なにくれのだいなりけんか

し、そなたの事はみず、御まかなひ宰相の君さぬきとりつぐ、女房もさいしもとゆひなどしたり、

〔吉記〕壽永元年七月廿三日辛卯、藏人少輔問立后事略 中

金釵子略 中 如注文者、被用永久御物歟、在何所哉、答云、如注文者、年預所課之中也、然而被用永久御

物歟、其在所不覺悟、但不違之注文載其旨者、勿論御膳女房裝束之内裙襪、比禮釵子等誰人所課、件

裝束等自院御方内々有沙汰、其中釵子、年預調進、但近代其數減歟如例、八月十四日壬子、今日有

册命皇后親王後白河皇女内事略 中 此間皇后理御髮略 註 御理髮具、鬢、金釵子也、至子承安、被用之、

今度被尋出之、

〔玉海〕元暦元年十一月十八日癸卯、此日踐祚鳥羽大嘗祭也、廿二日丁未、大將實藤原兼五節裝束

已下饗祿等注文、丑日沙汰、梅唐衣略 中 釵子略 卯日攝政、藤原萌黃唐衣略 中 釵

子略 中 緒

五節雜事、依略儀無定、此注文、秦經注進之略 中

一理髮具略 中 釵子四、花釵子一、

文治六年、建久五月三日丙辰、此日中宮后任子、八社奉幣也、先是中宮有御湯殿事、其

後著御帳南面平敷御座、釵子、是憶事、理所爲也、陪膳御匣殿同差釵子、著物具等、可然之中臆